

公益財団法人日本ゴルフ協会 職務分掌規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ゴルフ協会(以下「この法人」という)の組織の分掌事項について必要な事項を定め、この法人の健全な運営を図ることを目的とする。

(この法人の組織)

第2条 この法人に、次の7本部を置く。

- (1) 管理本部
- (2) オープン事業推進本部
- (3) 規則・競技推進本部
- (4) 育成・強化本部
- (5) プロモーション本部
- (6) サポート本部
- (7) オリンピックゴルフ競技対策本部

2 前項の各本部の分掌事項は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第3条 本部に本部長を置く。

2 必要に応じて、本部に副本部長を置くことができる。

第2章 管理本部、規則・競技推進本部、育成・強化本部、

プロモーション本部及びサポート本部

(管理本部、規則・競技推進本部、育成・強化本部、プロモーション本部及びサポート本部の本部長及び副本部長の任免)

第4条 管理本部、規則・競技推進本部、育成・強化本部、プロモーション本部及びサポート本部の本部長(以下、本章において「本部長」という。)及び副本部長(以下、本章において「副本部長」という。)の任免については、本章に定めるところによる。

(本部長等)

第5条 本部長には、副会長または常務理事を充て、その任免は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

- 2 本部長は、それぞれの本部の分掌事項を管轄する。
- 3 必要に応じて本部に副本部長を置くことができる。副本部長には、理事を充て、その任免は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

第3章 オープン事業推進本部

(オープン事業推進本部の本部長及び副本部長の任免及び分掌事項)

第6条 オープン事業推進本部の本部長（以下、本章において「本部長」という。）及び副本部長（以下、本章において「副本部長」という。）の任免については、本章に定めるところによる。

(本部長等)

第7条 本部長には、事業統括の副会長(COO)を充て、その任免は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

- 2 本部長は、本部の分掌事項を管轄する。
- 3 副本部長には、理事を充て、その任免は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(ゼネラルプロデューサー)

第8条 オープン事業推進本部に、ゼネラルプロデューサーを置く。

- 2 ゼネラルプロデューサーの任免は本部長が行う。
- 3 ゼネラルプロデューサーは、オープン競技の制作に関する総責任者として次の分掌事項を担当する。
 - (1) チーフトーナメントプロデューサーの選任
 - (2) トーナメントプロデューサーの選任
 - (3) チーフトーナメントディレクターの選任
 - (4) トーナメントディレクターの選任
 - (5) 運営協力委員の選任
 - (6) コースセッティングディレクターの選任

- (7) ルールズディレクターの選任
 - (8) オープン競技開催に関する渉外活動
 - (9) その他本部長が定める事項
- 4 チーフトーナメントプロデューサー、トーナメントプロデューサー、チーフトーナメントディレクター、トーナメントディレクター、運営協力委員、コースセッティングディレクター及びルールズディレクターの分掌事項については別に定めるところによる。

第4章 オリンピックゴルフ競技対策本部

(オリンピックゴルフ競技対策本部の本部長及び副本部長の任免及び分掌事項)

第9条 オリンピックゴルフ競技対策本部の本部長（以下、本章において「本部長」という。）及び副本部長（以下、本章において「副本部長」という。）の任免については、本章に定めるところによる。

(本部長等)

第10条 本部長には、事業統括の副会長(COO)を充て、その任免は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

- 2 本部長は、本部の最高管理者として、本部の分掌事項を管轄する。
- 3 副本部長には、専務理事を充て、その任免は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(統括コーディネーター)

第11条 オリンピックゴルフ競技対策本部に、統括コーディネーターを置く。

- 2 統括コーディネーターの任免は本部長が行う。
- 3 統括コーディネーターは、以下の業務を執行する。
 - (1) プロゴルフ3団体との渉外業務、当該3団体とこの法人間の調整業務
 - (2) 強化委員会及び2020東京企画・準備委員会に関する渉外業務

(アドバイザーボード)

第12条 アドバイザーボードは、オリンピックゴルフ競技対策本部の諮問機関として、オリンピックゴルフ競技対策本部からの諮問に対する答申等を行う。

- 2 アドバイザーボードは、次の各号に掲げる者により構成される。
 - (1) この法人の会長

1名

- | | | |
|-----|----------------------|----|
| (2) | 公益社団法人日本プロゴルフ協会の会長 | 1名 |
| (3) | 一般社団法人日本ゴルフツアー機構の会長 | 1名 |
| (4) | 一般社団法人日本女子プロゴルフ協会の会長 | 1名 |
| (5) | 学識経験者 | 2名 |
- 3 アドバイザリーボードのメンバーのうち、学識経験者2名は会長が選任し、委嘱する。

(アドバイザリーボードの運営)

第13条 アドバイザリーボードの運営については、別に定めるところによる。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第15条 事務局の組織及び組織の分掌事項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年3月10日から施行する。

別 表

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
管理本部 (川口文夫) (小倉 正)	総務委員会	14名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 11名以内(地区連盟推薦8名以内、女子委員会推薦1名、正・副本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 事業計画、事業報告に関する事項。 (2) 役員の報酬及び役員・委員・職員の旅費に関する事項。 (3) 情報公開に関する事項。 (4) 会員制度及び会員管理に関する事項。 (5) 前記のほか、事務局の所掌事務で他の部の所掌に属しない事項。
	税対策等部会	14名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 13名以内(地区連盟推薦8名以内、支配人会推薦2名、正・副本部長・委員長合意による3名以内)	(1) ゴルフに関する税制及び規制等に関する事項。
	法務部会	5名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 4名以内	(1) 法務に関する事項。 (2) 各種規程の原案作成に関する事項。
	財務委員会	8名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 5名以内(正・副本部長・委員長合意による4名以内、女子委員会推薦1名)	(1) 収支予算及び決算に関する事項。 (2) 収入及び支出に関する事項。 (3) 資金計画の策定及び資金の調達に関する事項。 (4) 現金、預金、有価証券及び物品の出納に関する事項。 (5) 財産管理に関する事項。 (6) 資金運用に関する事項。

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
オープン事業 推進本部 (永田圭司) (戸張 捷) (相馬和胤)	チャンピオンシ ップコミッティ	3名 以内	(1) 委員 3名以内(正・副本部長 推薦3名以内)	(1) オープン競技の運営に関する事項
	オープン競技 企画委員会	6名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 委員 4名以内(正・副本部 長・委員長合意による4名 以内)	(1) オープン事業の企画立案に関する事項。 (2) オープン事業の予算策定と収支の管理に関する事項。
	ゼネラルプロデューサー			オープン競技の制作に関する総責任者
	チーフトーナメントプロデューサー			ゼネラルプロデューサーの指示のもと、個別オープン競技の制作に関する事項
	トーナメントプロデューサー			チーフトーナメントプロデューサーの指示のもと、個別オープン競技の制作に関する事項
	チーフトーナメントディレクター			個別オープン競技の運営に関する事項
	トーナメントディレクター			チーフトーナメントディレクターの指示のもと個別オープン競技の運営に関する事項
	運営協力委員			スターター、レコーダー、進行の競技運営に関する事項
	コースセッティングディレクター			オープン競技のコースセッティングに関する事項
	ルールのディレクター			オープン競技におけるゴルフ規則の裁定に関する事項

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
規則・競技 推進本部 (佐野文範)	規則委員会	16名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 15名以内(地区連盟推薦8名以内、本部長・委員長合意による6名以内(プロ3団体の3名を含む)、女子委員会推薦1名)	(1) 日本語のゴルフ規則、アマチュア資格規則の制定に関する事項。 (2) ゴルフ規則、アマチュア資格規則に関する規則の解釈の調査・研究に関する事項。 (3) ゴルフ規則の紛議に関する裁定及びアマチュア資格に関する質疑回答並びにアマチュア復帰申請回答に関する事項。 (4) アマチュア資格に関するガイドラインの制定に関する事項。 (5) R&A 規則委員会及び R&A アマチュア資格委員会の各アドバイザーメンバーの候補者選任に関する事項。 (6) 海外メジャー競技等に派遣するレフェリー候補者の選任に関する事項。
	規則普及部会	15名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 14名以内(本部長・委員長合意による14名以内)	(1) ゴルフ規則の普及に関する事項。 (2) レフェリー制度に関する事項。
	用具部会	4名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 2名以内(本部長・委員長合意による2名以内) (3) 参与 1名以内	(1) 日本国内における用具に関する規則の普及に関する事項。 (2) 日本国内メーカーが R&A に用具審査の手続をする際の支援に関する事項。 (3) R&A/USGA との情報交換や連絡調整等に関する事項。
	競技委員会	2名	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	競技政策部会	11名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 10名以内(地区連盟競技委員長8名以内、男子競	(1) アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)に関する日程、開催場所の決定に関する事項。 (2) アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)の企画・運営・資金

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
			技運営部会長、女子競技運営部会長)	計画等に関する事項。
	男子競技運営部会	38名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 37名以内(地区連盟推薦35名以内、本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 主催男子アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)の運営・管理に関する事項。
	女子競技運営部会	38名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 37名以内(地区連盟推薦35名以内、本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 主催女子アマチュア競技(全国小学生ゴルフ大会を除く)の運営・管理に関する事項。
— (山中博史)	ハンディキャップ委員会	1名	(1) 委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	ハンディキャップ政策部会	11名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 10名以内(地区連盟ハンディキャップ委員長8名以内、女子委員会推薦1名、委員長・部会長合意による1名)	(1) JGA ハンディキャップ規定及びその運用に関する事項。 (2) USGA との情報交換、連絡調整等に関する事項。
	ハンディキャップ普及部会	5名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 4名以内(専務理事・委員長合意による4名以内)	(1) JGA ハンディキャップの普及に関する事項

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	コースレーティング部会	10名以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 9名以内(地区連盟推薦8名以内、女子委員会推薦1名)	(1) JGA/USGA コースレーティング規定及び査定方法に関する事項。 (2) USGA との情報交換、連絡調整等に関する事項
— (山中博史)	アンチ・ドーピング委員会	1名	(1) 委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	アンチ・ドーピング普及・啓発部会	5名以内	(1) 委員 5名以内(専務理事・委員長合意による5名以内)	(1) アンチ・ドーピングの普及に関する事項。
	ドーピングコントロール部会	8名以内	(1) 委員 8名以内(専務理事・委員長合意による8名以内)	(1) 主催競技におけるドーピング検査に関する事項。
育成・強化本部 (諸戸精孝) (里深真弓)	ジュニア普及委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(地区連盟推薦8名以内、正・副本部長・委員長合意による2名以内)	(1) ジュニアへのゴルフの普及に関する事項。 (2) 全国小学生ゴルフ大会に関する事項。
	発掘・育成委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(地区連盟推薦8名以内、正・副本部長・委員長合意による2名以内)	(1) 競技者の発掘・育成に関する事項 (2) 地区連盟強化指定選手のサポートに関する事項。 (3) 日本アマチュアランキングに関する事項。

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	ナショナル強化委員会	81名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 4名以内(正・副本部長・委員長合意による4名以内) (4) ディレクター及びコーチ 70名以内(正・副本部長・委員長合意による70名以内) (5) マネージャー4名以内(正・副本部長・委員長合意による4名以内)	(1) 男女ナショナルチームメンバーの選考及び強化に関する事項。 (2) 国際チーム競技への派遣選手団(選手、監督、コーチ及びキャプテン等)選考に関する事項。 (3) 海外個人競技への派遣選手の選考に関する事項。 (4) オリンピック強化指定選手の強化プログラムに関する事項。 (5) ルーキープロ強化プログラムに関する事項。
	ナショナルチーム関連協議会	4名以内	(1) 委員 4名以内(委員長推薦4名以内)	(1) 男女ナショナルチームの活動を円滑に行うための、日本学生ゴルフ連盟及び日本高等学校ゴルフ連盟との連絡・調整に関する事項。
— (村津敬介)	外交委員会	8名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 5名以内(委員長推薦5名以内)	(1) APGC、IGFに関する事項。 (2) 国際交流事業の方針・企画策定に関する事項。 (3) 国際会議に派遣する役員・委員及び海外メジャー競技等に派遣する役員の選任に関する事項。
— (溝口まち子)	女子委員会	13名以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(委員長推薦10名以内)	(1) 女子ゴルフの普及と拡大を目的に、他の委員会や活動に対し、女性の視点、観点、立場に立った提案、協議、具申を行う。 (2) 国内外のゴルフ界における女子のプレゼンスを向上する。

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
プロモーション本部 (永田圭司) (戸張 捷)	広報委員会	24名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 3名以内 (3) 委員 10名以内(本部長・委員長合意による10名以内) (4) 参与 10名以内(オフィシャルライター2名以内、オフィシャルフォトグラファー2名以内、ミュージアム担当4名以内、JGA100年史編集担当2名以内)	(1) 広報活動（ホームページを含む）に関する事項。 (2) JGA Golf Journal、JGA Year Book 等の出版に関する事項。 (3) オープン事業に関する告知及びパンフレット製作に関する事項。 (4) JGA ゴルフミュージアムの運営、所蔵物の管理・購入に関する事項。 (5) JGA100年史編集に関する事項。
	マーチャンダイジング委員会	1名	(1) 委員長 1名	(各部会の分掌事項参照)
	3 オープンブランド部会	6名	(1) 部会長 1名 (2) 委員 5名以内(本部長・委員長合意による5名以内)	(1) 3 オープンブランドのマーチャンダイジングに関する事項。
	JGA ブランド部会	3名 以内	(1) 部会長 1名 (2) 委員 2名以内(本部長・委員長合意による2名以内)	(1) JGA ブランドのマーチャンダイジングに関する事項。
サポート本部 (相馬和胤)	医科学委員会	13名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 10名以内(本部長・委員長合意による10名以内)	(1) オリンピック日本代表選手（候補選手を含む）、オリンピック強化指定選手、ナショナルチームメンバー、地区連盟強化指定選手に対する医科学サポートに関する事項。 (2) 熱中症予防対策等競技運営時の安全管理に関する事項。 (3)

本部 (担当理事)	委員会・部会	定員	構成	分掌事項
	グリーン委員会	7名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 委員 6名以内(本部長・委員長合意による6名以内)	(1) 主催競技開催コースのグリーンコンディションやメンテナンスに関する事項。
オリンピック ゴルフ	2020 東京企画・ 準備委員会	11名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 8名以内(プロゴルフ団体推薦3名、開催倶楽部推薦1名、正・副本部長・委員長合意による4名以内)	(1) 2020年東京開催に関する事項。
競技対策本部 (永田圭司) (山中博史)	強化委員会	9名 以内	(1) 委員長 1名 (2) 副委員長 2名以内 (3) 委員 5名以内(プロゴルフ団体推薦3名、正・副本部長・委員長合意による2名以内) (4) ヘッドコーチ 1名	(1) オリンピック日本代表選手(候補選手を含む)及びオリンピック強化指定選手の強化に関する事項。

JGA組織

